

共同化措置実施計画

年 月 日提出

（申請者） 主たる事務所
の所在地
名 称
代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の16第2項の規定に基づき、共同化措置実施計画（以下この様式において「実施計画」という。）を次のとおり提出します。

記

第1 実施計画の実施期間

（記載上の注意）

実施期間は、5年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。

第2 共同化措置の内容に関する事項

1 共同化措置の内容

(1) 共同化措置の概要及び実施時期

	措置の名称	実施予定時期	措置の概要	見込まれる効果の概要	資金交付
①					
②					
③					

（記載上の注意）

- 「措置の名称」欄は、実施しようとする共同化措置をその種類又は内容に応じて大別し、当該種類又は内容を表す適切な名称を付し、記載すること。
- 「実施予定時期」欄は、実施しようとする共同化措置の主な取組の内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。
- 「措置の概要」欄は、実施しようとする共同化措置の内容について、その概要を記載すること。
- 「見込まれる効果の概要」欄は、実施しようとする共同化措置により得られると見込まれる業務の合理化及び収益性の向上について定量的な情報も含めてその概要を記載すること。
- 「資金交付」欄は、預金保険機構（以下「機構」という。）との資金交付契約に基づいて交付を受けた資金を実施しようとする共同化措置の実施に要する経費の一部に充てることを予定している場合には、○印を記載すること。
- 実施計画を提出した協同組織中央金融機関又は特定法人（法第34条の16第2項に規定する特定法人をいう。以下同じ。また、実施計画を提出した協同組織中央金融機関又は特定法人を併せて以下「申請金融機関等」という。）の状況を記載すること（ただし、見込まれる効果の概要については、共同システム利用金融機関等（法第34条の16第3項第4号に規定する共同システム利用金融機関等をいう。

以下同じ。)の状況を記載すること)。

7. 適宜、行を追加すること。

(2) 共同化措置の内容

(記載上の注意)

実施しようとする共同化措置の名称及び具体的な取組の内容について記載すること。

2 共同化措置により共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上が図られると見込まれることを示す事項

(1) 業務の合理化及び収益性の向上に資する方策

(記載上の注意)

1. 例えば、次の方策を記載すること。

- ① 人材配置の最適化
- ② ペーパーレス等の事務効率化
- ③ 融資事務等の効率化

2. 共同化措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害するおそれその他の金融秩序を乱すおそれがないことを示す事項について記載すること。

(2) 業務の合理化及び収益性の向上の見通し

(記載上の注意)

共同化措置により得られると見込まれる共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上の見通しについて記載すること。この場合において、関連する各種指標については、(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見通しを記載すること。

第3 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

共同システム利用金融機関等の状況を記載すること。

1 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

(記載上の注意)

1. 毎年9月末日及び3月末日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。
2. 銀行業高度化等会社(労働金庫法第58条の3第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。)又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針を記載すること。

2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

- (1) 共同システム利用金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

(記載上の注意)

例えば、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための共同システム利用金融機関等に対する経営指導に係る体制の強化のための方策について記載すること。

- (2) 共同システム利用金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

(記載上の注意)

当該方策に係る取組等について具体的に記載し、1（記載上の注意）に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

- (3) 共同システム利用金融機関等関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

(記載上の注意)

毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率及び中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表）に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策を具体的に記載すること。

3 その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

1. 例えば、次の方策を記載すること。

- ① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ③ 早期の事業再生に資する方策
- ④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

2. 銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策を記載すること。

3. 記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組等について具体的に記載し、1（記載上の注意）に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

第4 共同システム利用金融機関等が第3に規定する方策を実施するために協同組織中央金融機関が行う経営指導の内容

(記載上の注意)

共同システム利用金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査及び経営に関する相談等の経営指導の具体的な内容並びにその実施体制等について記載すること。

第5 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項

1 実施計画に係る管理体制

(記載上の注意)

1. 実施計画を円滑かつ確実に実施するための管理体制を記載すること。
2. 機構に対し、資金交付契約の締結の申込みを行うことを予定している申請金融機関等は、資金の交付を受けて実施しようとする共同化措置の担当部署及び交付を受けた資金の経理の担当部署等が分かるように記載すること。
3. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

2 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制の強化のための方策

(記載上の注意)

1. 方策について具体的に記載すること。
2. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

例えば、次の方策を記載すること。

- ① 社外取締役、員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）又はこれらに準ずる者がいない場合において社外取締役、員外監事又はこれらに準ずる者を新たに選任すること。
- ② 社外取締役、社外監査役、員外監事又はこれらに準ずる者がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。
- ③ 監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）及び指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない特定法人において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

貸出債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば、次の事項を記載すること。

- ① 与信リスク管理に関する事項
- ② 市場リスク管理に関する事項
- ③ オペレーショナル・リスク管理に関する事項

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

例えば、次の方策を記載すること。

- ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 内部監査体制を強化すること。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

(記載上の注意)

例えば、第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化する方策を記載すること。

(5) 情報開示の充実のための方策

(記載上の注意)

1. 例えば、次の方策を記載すること。

- ① 半期又は四半期ごとの情報開示を充実すること。
- ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
- ③ 共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

2. 利用者に対する共同化措置の実施に関する情報の提供について記載すること。

(6) 共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策

(記載上の注意)

資金の交付を受けて行う共同化措置及びそれらの業務運営の安定的かつ効率的な実施を含めた、的確なリスク管理及びシステム業務運営の実施並びにサイバーセキュリティへの対応の強化のための方策等について記載すること。この場合において、これらの方策の策定及び実施等に関する経営陣の関与について記載すること。

(7) 資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

第6 資金交付契約の締結の申込みを予定している申請金融機関等の商号又は名称、交付を求める当該資金の額等

1 共同化措置の実施に要する費用の総額

(記載上の注意)

第2の1(1)に記載した全ての共同化措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。

2 資金交付の対象となる経費の総額

(記載上の注意)

資金交付の対象となる経費（以下この様式において「交付対象経費」という。）の総額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。

3 機構に交付を求める予定の資金の総額

(記載上の注意)

2に記載した額のうち機構に交付を求める予定の金額であって、機構が定める交付限度額又は2に記載した額に機構が定める交付率を乗じた金額（1円未満は切捨て）のいずれか低い金額を上限に記載すること。

4 共同化措置の実施に要する費用、交付対象経費及び機構に交付を求める予定の資金の額

措置の名称	共同化措置の実施に要する費用	交付対象経費	機構に交付を 求める予定の 資金の額
-------	----------------	--------	--------------------------

①		円	円	円
②		円	円	円
③		円	円	円
	合計	円	円	円

(記載上の注意)

1. 「措置の名称」欄は、第2の1(1)に記載した全ての措置についてそれぞれ記載すること。
2. 「共同化措置の実施に要する費用」欄は、それぞれの措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。
3. 「交付対象経費」欄は、「共同化措置の実施に要する費用」のうち交付対象経費の額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。また、交付対象経費の合計額は、2に記載した額と合致することに留意すること。
4. 「機構に交付を求める予定の資金の額」欄は、3に記載した額のうちそれぞれの措置に充てることを予定している金額を記載すること。この場合において、各措置における「交付対象経費」に機構が定める交付率を乗じた額とする必要はなく、交付を求める予定の資金の合計額が3に記載した額と合致していればよいことに留意すること。
5. 適宜、行を追加すること。

(その他記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 上記の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 実施計画が公表されることを踏まえ、上記の規定により記載が必要とされる事項のほか、実施計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 申請者

- (1) 実施計画の認定を共同して申請する協同組織中央金融機関又は特定法人があるときは、それぞれの別を明記し、申請者の欄を適宜補正した上で、全ての申請者について記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

損益	経常収益																			
	資金運用収益																			
	役務取引等収益																			
	特定取引収益																			
	その他業務収益																			
	その他経常収益																			
	経常費用																			
	資金調達費用																			
	役務取引等費用																			
	特定取引費用																			
	その他業務費用																			
	営業経費																			
	その他経常費用																			
	うち貸出金償却																			
	うち貸倒引当金繰入額																			
	うち一般貸倒引当金繰入額																			
	うち個別貸倒引当金繰入額																			
特別利益																				
特別損失																				
法人税、住民税及び事業税																				
法人税等調整額																				
非支配株主に帰属する当期純利益																				
親会社株主に帰属する当期純利益																				
経営指標 (%)	当期利益ROE (=親会社株主に帰属する当期純利益 ／純資産)																			
	当期利益ROA (=親会社株主に帰属する当期純利益 ／総資産)																			

(記載上の注意)

1. 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
2. 過去の実績については、過去3年分記載すること。実績見込みについては、実施計画の期間と同一の期間記載すること。
3. 事業年度末の計数を記載すること。
4. 特定法人については、適宜必要な修正を行うこと。